

2024年10月8日

大阪市教育委員会  
教育長 多田 勝哉 様

大阪市学校園教職員組合  
執行委員長 宮城 登  
事務職員部執行委員会

## 2024年度要求書

賃金・労働条件の改善、定員増、児童生徒へのゆきとどいた教育を保障するため、下記の要求に誠意を持って回答するよう求めます。

### 記

#### 1. 賃金改善要求

- ① すべての学校事務職員、臨時的任用職員・任期付職員の賃金を大幅に改善すること。
- ② 臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。
- ③ 再任用学校事務職員の期末勤勉手当の支給率を本務職員と同等にすること。また、扶養手当・住居手当を支給すること。

#### 2. 勤務労働条件改善要求

- ① 学校事務職員が産・育休を取得する際は、市長部局と同様に本務事務職員を配置すること。学校事務職員の産・育休や介護休暇、病気休暇の取得時・復帰時に、2日の引継ぎ日を設けること。
- ② 学校事務職員の休暇制度を教育職員と同様の制度とすること。
- ③ 昇格制度の基準を明らかにし、公正な選考を実施すること。
- ④ 「パワーハラスメント」防止措置を講じ使用者責任を果たすこと。
- ⑤ 年度当初・年度途中に欠員が生じた場合は、直ちに事務職員を配置すること。
- ⑥ 「共同学校事務室」の問題点をあきらかにして、勤務労働条件に及ぶ事項について交渉を行うこと。
- ⑦ 学校園における働き方改革のなかに「学校事務職員の働き方改革」を示すこと。
- ⑧ 「業務システム」「新人事・給与システム」等の煩雑化・多忙化を解消すること。また、「新人事・給与システム」のマニュアル整備やSKIP内のファイル整理等を行い勤務時間の短縮を行うこと。
- ⑨ 「学校事務職員の役割と標準職務」の押し付けを行わないこと。
- ⑩ 「共同学校事務室」等による業務増加に対応する働き方を示すこと。「共同学校事務室」に実務以外の研修を押し付けないこと。事務主任が行っている第一次評価者の補佐業務は、直ちに廃止すること。
- ⑪ 事務指導監察は、勤務時間内に行い、指導中、指導後もハラスメント行為が起こらないよう市教委の責任で指針を示すこと。
- ⑫ 就学援助事務を簡素化すること。特に徴収金への充当による現金運搬をなくすこと。
- ⑬ 事務量に見合った事務職員を大阪市独自で増員すること。中学校・小学校への複数配置、幼稚園・夜間中学校にも事務職員を配置すること。また、短時間再任用の配置基準を明らかにすること。
- ⑭ 公会計化された「学校給食費」については市教委の責任においてすべての事務を行うこと。「学校給食費の未納について」は市教委が直接対応すること。
- ⑮ 就学援助加配・大規模校加配の配置基準を切り下げないこと。また、市教委の権限と責任において、学校事務職員の配置基準を明らかにすること。
- ⑯ 市教委の責任において事務室の執務環境を整備すること。
- ⑰ 市教委の権限と責任において新採用者研修を行い、新採用者研修は現場や「共同学校事務室」負担にならないよう短縮ならびに時期の変更を行うこと。
- ⑱ 制度変更や業務内容の変更が生じた場合、市教委の責任において説明会を開催し、マニュアルを整備すること。

- ⑱ 学校運営支援センターの人員不足やシステムの不備等が学校事務に影響を与えないよう、学校運営支援センターの人員を増員すること。
- ⑳ 再任用短時間（義務制）の学校事務職員にも正規同様の定期健康診断を実施すること。

資料請求（事務職員部）

1. 2023年度の学校事務職員3級主務の受験合格状況について

- ①受験該当者数
- ②受験者数
- ③合格者数と合格率
- ④合格者のうち

31～35歳までの人数

36～40歳までの人数

41～45歳までの人数

46～50歳までの人数

51歳以上の人数

2. 学校事務職員について

- ①2024年4月1日現在の学校事務職員定数と定数内臨時的任用職員・再任用フルタイム職員・再任用短時間職員の人数
- ②2024年1月～12月の間で、超過勤務時間が月80時間を超えている人数・月60～80時間の人数・月40～60時間の人数・月20～40時間の人数。
- ③2023年度に病気休職を取得した人数。